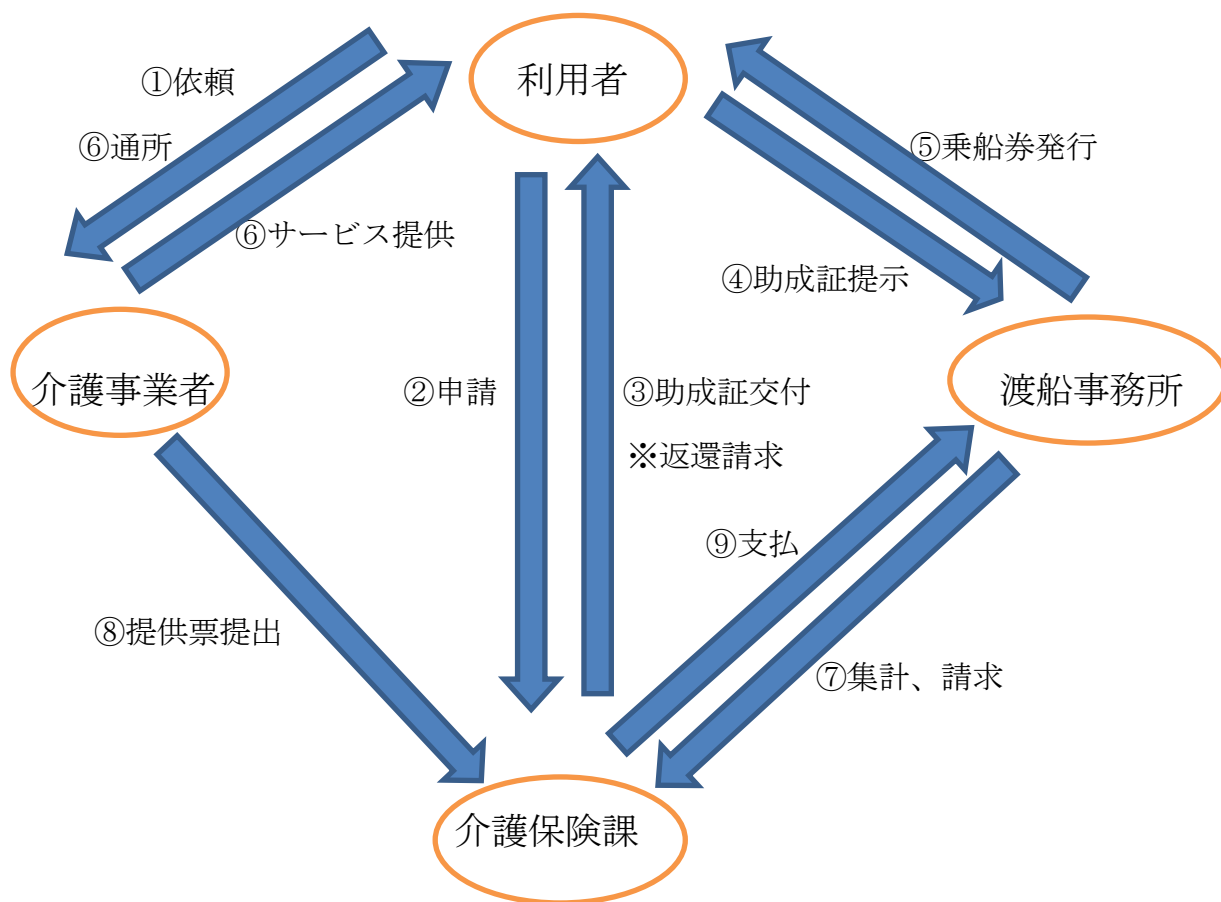


離島介護サービス 利用促進事業（通所系） フロー



①離島に居住する利用者が、介護サービス事業者に、サービス提供を依頼する。

②利用者は、介護保険課に助成の申請を行う。

③介護保険課は、申請が適正であると認めたときは、助成証を交付する。

④利用者は、介護サービスを利用する乗船時に助成証を提示する。**(船賃半額負担)**

⑤渡船事務所は、利用者に対して乗船券（島民往復割引券）を発行する。

⑥利用者は、発行を受けた乗船券を使用して事業所に通所し、サービスを利用する。

⑦渡船事務所は、一月分の乗船券をまとめ、利用者ごとの集計表を作成、添付し、介護保険課に渡船運賃相当額（半額分）を請求する。

⑧事業者は、一月分のサービス提供票を、介護保険課に提出する。

⑨介護保険課は、乗船回数を確認し、回数に応じた額を渡船事務所に支払う。
サービス提供記録、給付実績等を確認する。

※介護サービスを利用していなかった場合、介護保険課は、利用者に返還請求する。